

令和3年度

三木市立勤労者福祉センター（サンライフ三木）運営委員会

と き：令和3年7月13日（火）
午後3時～

ところ：サンライフ三木 2階 研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 報告事項

(1) 令和2年度の利用状況及び事業実績について

(2) 令和2年度決算について

(3) 雇用状況について

5 協議事項

(1) 令和3年度の事業計画について

(2) 令和3年度予算について

(3) 新型コロナウイルス感染症対応について

6 閉 会

三木市立勤労者福祉センター運営委員会要綱

(設 置)

第1条 三木市立勤労者福祉センター サンライフ三木（以下「福祉センター」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、福祉センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(附議事項)

第2条 前条の運営委員会に附議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 関係機関との良好な協力関係の維持に関する事。
- (2) 福祉センターの各施設の利用向上に関する事。
- (3) その他福祉センターの円滑な運営の促進に関する事。

(組 織)

第3条 運営委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 勤労者を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 利用者を代表する者
- (4) 商工会議所の職員
- (5) 学識経験者
- (6) 福祉センターに関する国、又は県の機関職員
- (7) 市の職員

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは速やかに補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(その他)

第7条 運営委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が、運営委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、昭和61年11月1日から実施する。

(任期)

2 第4条の規定にかかわらず、委員の最初の任期は昭和63年3月31日までとする。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

令和2年度 サンライフ三木 事業実績

1 運営委員会

開催日	内容
10月23日(金)	① 令和元年度利用状況及び事業実績について ② 令和2年度予算及び事業計画について

2 利用者団体連絡会議

開催日	内容
	新型コロナウイルスによる「緊急事態宣言発令」の 為、中止。

3 主催事業

開催日	内容	参加数
	サンライフ三木フェスティバルは、 新型コロナウイルスにより中止。	
4月19日(日) ~2月21日(日)	ファースト・トレーニング講習会 講師 佐田智美氏	8回 23名

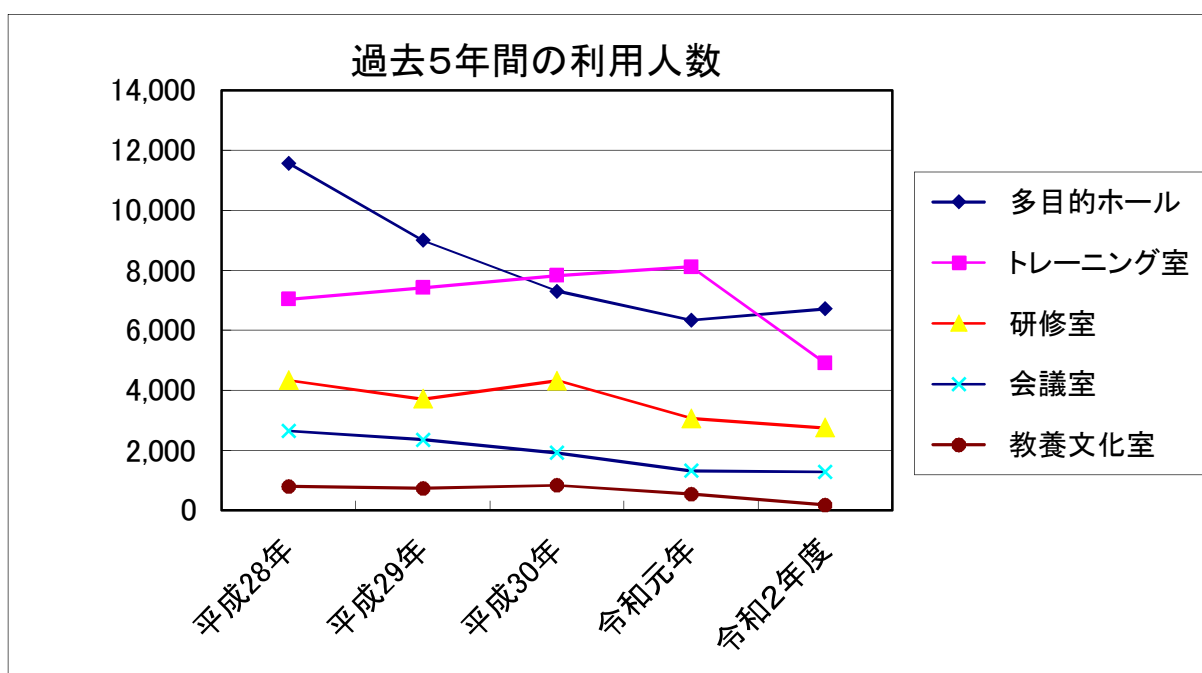
★令和2年度 サンライフ三木施設利用状況★

令和2年4月～令和3年3月

施 設		使用人数	使用料収入額
多 目 的 ホ ール	スポーツ使用	5,468	497,200
	集会使用	1,250	139,200
	計	6,718	636,400
トレーニング室		4,906	390,900
研修室		2,739	214,350
会議室		1,276	19,800
教養文化室		177	43,360
合 計		15,816	1,304,810

過去5年間の利用人数

施 設	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年度
多目的ホール	11,565	9,001	7,299	6,341	6,718
トレーニング室	7,038	7,424	7,821	8,116	4,906
研修室	4,333	3,710	4,317	3,056	2,739
会議室	2,644	2,351	1,912	1,309	1,276
教養文化室	788	724	819	530	177
合 計	26,368	23,210	22,168	19,352	15,816



令和2年度サンライフ三木決算

歳入

(単位:円)

科目	決算額	前年度 決算額	比較増減	内容
使用料	1,304,810	1,868,130	△ 563,320	サンライフ使用料
	97,890	108,655	△ 10,765	サンライフ自動販売機設置料
雑入	1,830	1,420	410	コピー使用料
管理費	9,608,938	10,674,521	△ 1,065,583	
合計	11,013,468	12,652,726	△ 1,639,258	

歳出

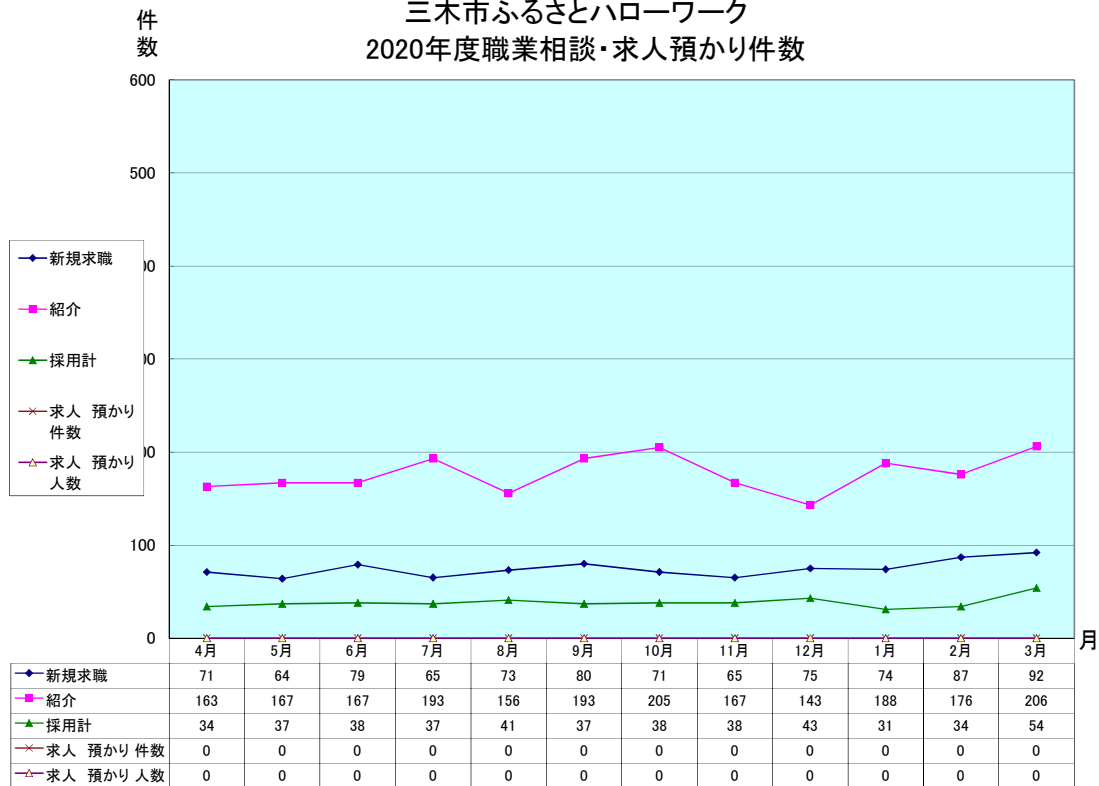
(単位:円)

科目	決算額	前年度 決算額	比較増減	内容
報酬	24,000	28,000	△ 4,000	運営委員会委員報酬
賃金	4,745,104	4,742,377	2,727	所長・アルバイト賃金
報償費	24,000	33,000	△ 9,000	ファーストトレーニング講習会講師謝礼
需用費	3,059,581	3,344,310	△ 284,729	電気・ガス・水道料金、照明器具・消耗品、運営委員会等賄
役務費	249,614	214,501	35,113	電話代
委託料	2,833,160	2,808,721	24,439	機械警備、床・窓ガラス清掃・受水槽清掃、施設管理、清掃、空調設備・電気設備・消防設備・体育機器保守点検
使用料	37,969	39,937	△ 1,968	放送受信料、AED使用料
工事請負費	0	975,700	△ 975,700	
備品購入費	40,040	466,180	△ 426,140	草刈り機
合計	11,013,468	12,652,726	△ 1,639,258	

2020年度 業務報告
三木市ふるさとハローワーク

月	職業紹介・相談										求人 預かり	
	新規求職	(紹介に伴う) 職業相談	一般相談 問い合わせ	紹介	求職活動記録	採用			自己検索利用者	求所者数	件数	人数
						一般	パート	採用計				
4月	71	408	210	163	(0)	(19)	(15)	34	416	595	0	0
5月	64	349	250	167	(0)	(19)	(18)	37	347	504	0	0
6月	79	418	227	167	(0)	(19)	(19)	38	400	647	0	0
7月	65	479	278	193	(0)	(18)	(19)	37	412	646	0	0
8月	73	443	220	156	(0)	(24)	(17)	41	383	632	0	0
9月	80	499	265	193	(0)	(18)	(19)	37	495	714	0	0
10月	71	656	263	205	(0)	(23)	(15)	38	562	853	0	0
11月	65	568	213	167	(0)	(22)	(16)	38	438	698	0	0
12月	75	531	209	143	(0)	(23)	(20)	43	410	670	0	0
1月	74	558	233	188	(0)	(15)	(16)	31	421	662	0	0
2月	87	446	229	176	(0)	(19)	(15)	34	398	616	0	0
3月	92	674	287	206	(0)	(27)	(27)	54	499	826	0	0
2020年度計	896	6029	2884	2124	(0)	(246)	(216)	462	5181	8063	0	0

三木市ふるさとハローワーク
2020年度職業相談・求人預かり件数



令和3年度 サンライフ三木事業計画

1 施設の適正な運営と利用の促進

- (1) 運営委員会の開催
施設の利用向上及び円滑な運営に関する審議を行う。
- (2) 利用者連絡会議の開催
施設利用団体の代表者で構成する利用者連絡会議を開催し、利用者相互の交流及びサンライフ三木フェスティバルについての協議を行う。
※新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止とした。
- (3) 施設貸出
定期的な換気、使用後の消毒など、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、各種教養、文化サークルの自主活動に広く開放するとともに、各種団体、企業の研修、講習、会議の利用を奨励する。
- (4) 広報広聴活動
市広報、新聞、ホームページ、FMみつきい等による広報。
- (5) 施設整備
当該施設の適正な維持管理に努める。
本年度中に、本館のエアコン更新（電気化）を実施する。

2 職業講習、職業相談及び職業情報の提供

- (1) 三木市ふるさとハローワークによる事業の支援
 - ・ 求職者に対する職業相談及び職業紹介
 - ・ 求人自己検索機4台の活用による求人情報の提供
 - ・ 関連諸制度についての周知及び関係機関との連絡調整
- (2) さんだ若者サポートステーションの出張相談による事業の支援
 - ・ 49歳までの無業者に対する就職相談及び就職後のキャリア形成相談
- (3) 兵庫県雇用開発協会他による職業講習事業の支援

3 勤労者の心身の健康保持、体力の増強及び教養文化の向上のための施設の提供

- (1) 勤労者の健康増進
初めてトレーニング室の利用を希望する方に、効果的で安全な利用を目的として、ファースト・トレーニング講習会を開催する。(偶数月第3日曜日各2回、計12回開催予定)
※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、6月実施予定分(2回)は中止とした。
- (2) 勤労者の各種サークル、クラブによる自主活動の支援
サンライフ三木において文化活動等を行っている各種グループが日頃の活動を披露するサンライフ三木フェスティバルを支援する。
※利用者団体連絡会代表幹事が各サークルと意見交換を行い、中止が決定した。

令和3年度サンライフ三木予算(三木市一般会計)

歳入

(単位:千円)

科目	予算額	前年度 予算額	比較増減	内容
使用料	2,160	2,160	0	サンライフ使用料
	101	101	0	サンライフ自動販売機設置料
雑入	10	10	0	コピー使用料
市債	24,000	0	24,000	勤労者福祉センター整備事業債(緊急防災・減災事業)
管理費	9,889	0	9,889	
合計	36,160	2,271	33,889	

歳出

(単位:千円)

科目	予算額	前年度 予算額	比較増減	内容
報酬	32	32	0	運営委員会委員報酬
職員報酬	5,047	5,178	△ 131	所長・アルバイト職員報酬、職員手当等、旅費(通勤手当)
報償費	36	36	0	ファーストトレーニング講習会講師謝礼
需用費	3,664	3,368	296	電気・ガス・水道料金、建物・トレーニング器機修繕、消耗品、運営委員会等賄
役務費	261	262	△ 1	電話代、郵便代、白布等クリーニング代
委託料	7,082	3,494	3,588	機械警備、床・窓ガラス清掃・受水槽清掃、施設管理、清掃、空調設備・電気設備・消防設備・体育機器保守点検、空調改修設計委託
使用料	38	44	△ 6	放送受信料、AED使用料
工事請負費	20,000	0	20,000	空調改修(本館電気化)
備品購入費	0	0	0	
合計	36,160	12,414	23,746	

【備考】予算額、前年度予算額ともに年度当初分の比較

サンライフ三木 新型コロナウイルス感染症対策について

1 貸館業務について

	ロビー等 共有部分	多目的ホール	貸室	トレーニング室	中小企業サポ ートセンター	ふるさと ハローワーク
R2.3.4 ~ R2.3.12	△	○	○	○	○	○
R2.3.13 ~ R2.4.8	△	×	○	×	○	○
R2.4.9 ~ R2.5.31	△	×	×	×	○	○
R2.6.1 ~ R2.6.14	△	○	○ ※1	×	○	○
R2.6.15 ~ R2.10.7	△	○	○	○ ※2	○	○
R2.10.8 ~ R3.1.14	△	○	○	○	○	○
R3.1.15 ~ R3.3.7	△	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○	○
R3.3.8 ~ R3.4.24	△	○	○	○	○	○
R3.4.25 ~ R3.6.20	△	×	×	×	○	○
R3.6.21 ~ R3.7.11	△	○ ※4	○ ※4	○ ※4	○	○
R3.7.12~	△	○ ※5	○ ※5	○ ※5	○	○

※1 運動・カラオケ等を伴う利用は禁止

※2 利用時間90分、同時利用人数5名まで

※3 20時までの利用

※4 21時までの利用、利用人数50%以下

※5 21時半までの利用、トレーニング室、大声、歓声を出す場合は利用人数50%以下

2 イベント等の中止について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記事業を中止とした。

【令和2年度分】

- ファーストトレーニング講習会（4月・6月分（計4回））
- 利用者団体連絡会議
- サンライフ三木フェスティバル

【令和3年度分】

- ファーストトレーニング講習会（6月分（計2回））
- 利用者団体連絡会議
- サンライフ三木フェスティバル

3 コロナ関連受付窓口としての利用について

○令和2年4月17日（金）～5月31日（日）

- ・ 1階ロビーを金融機関及び事業者等向け申請受付窓口（融資関係）として利用
- ・ 2階会議室を商工振興課サテライトオフィスとして利用

○令和2年6月1日（月）～10月31日（土）

- ・ 2階会議室を金融機関及び事業者等向け申請受付窓口（融資関係）として利用

○三木市立勤労者福祉センター条例

昭和60年10月1日

条例第15号

改正 平成14年3月29日条例第9号

平成15年3月31日条例第8号

平成17年12月21日条例第91号

平成21年3月31日条例第16号

平成24年3月30日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、勤労者の雇用の促進及び福祉の向上を図るため、三木市立勤労者福祉センター（以下「福祉センター」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 三木市立勤労者福祉センター サンライフ三木

位置 三木市福井1933番地の12

第3条 削除

(事業)

第4条 福祉センターは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 職業講習、職業相談及び職業情報の提供に関すること。

(2) 心身の健康保持、体力の増強及び教養文化の向上のための施設の提供に関すること。

(3) 勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条第2項に規定する勤労青少年の福祉に関する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの目的を達成するために必要な事業

(職員)

第5条 福祉センターに、所長その他必要な職員を置く。

(使用者の範囲)

第6条 別表に掲げる福祉センターの施設（以下「会議室等」という。）を使用できる者は、勤労者その他市長が適当と認めたものとする。

(使用の許可)

第7条 会議室等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に、福祉センターの管理運営上必要な条件を付するこ

とができる。

3 市長は、会議室等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設その他附属設備を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公益に反すると認めるとき。
- (4) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) 三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利することとなると認めるとき。
- (6) その他市長がその使用を不相当と認めるとき。

（使用料）

第8条 会議室等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（使用許可の取消し）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 不可抗力により使用することができなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、福祉センターの管理運営上支障があるとき。

2 前項に規定する措置により使用者に損害の生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

（誓約書の徴取等）

第11条の2 市長は、第7条第1項の許可に係る申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、

同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る会議室等の使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、福祉センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。

(運営委員会)

第13条 福祉センターの適正かつ円滑な運営を図るため、三木市立勤労者福祉センター運営委員会を置く。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(「三木中高年齢労働者福祉センター使用料」を「三木市立勤労者福祉センター使用料」に改める部分を除く。)は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書の規定にかかわらず、平成15年6月30日までにトレーニング室の年間使用の申請書を受理した場合の使用料は、当該年間使用を許可した期間に限り、なお従前の例による。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年三木市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「

中高年齢労働者福祉センター運営委員会委員	日額	8,000円
----------------------	----	--------

」を「

勤労者福祉センター運営委員会委員	日額	8,000円
------------------	----	--------

」に改める。

(三木市の公の施設の使用料に係る消費税及び地方消費税の取扱いに関する条例の一部改正)

- 4 三木市の公の施設の使用料に係る消費税及び地方消費税の取扱いに関する条例(平成4年三木市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「三木中高年齢労働者福祉センター条例」を「三木市立勤労者福祉センター条例」に改める。

附 則(平成17年12月21日条例第91号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(三木市立勤労青少年ホーム条例の廃止)
- 2 三木市立勤労青少年ホーム条例(昭和48年三木市条例第1号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年三木市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表勤労青少年ホーム運営委員会委員の項を削る。

(三木市の公の施設の使用料に係る消費税及び地方消費税の取扱いに関する条例の一部改正)

- 4 三木市の公の施設の使用料に係る消費税及び地方消費税の取扱いに関する条例(平成4年三木市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

(三木市立障害者総合支援センターはばたきの丘設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 5 三木市立障害者総合支援センターはばたきの丘設置及び管理に関する条例(平成19年三木市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「(18)」を「(17)」に改める。

附 則(平成24年3月30日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

別表(第6条、第8条関係)

三木市立勤労者福祉センター使用料

施設の名称	使用料
職業講習室	1時間につき 200円
トレーニング室	1人1回につき 200円
	1人1か月につき 1,000円
多目的ホール	1時間につき 800円
研修室	// 300円
会議室	// 200円
教養文化室	// 250円

備考

- 1 1時間未満の使用時間があるときは、これを1時間として取り扱うものとする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合の使用料は、当該使用料の額に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、トレーニング室を使用する場合は、この限りでない。
- 3 営利又は営業上の目的で使用する場合の使用料は、当該使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。
- 4 使用者が、三木市内に住所又は勤務先を有する者以外の場合の使用料は、当該使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 5 前各項の規定に基づき、当該使用料の額に使用時間数及びそれぞれの率を乗じて得た額の最終の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 トレーニング室を6か月間継続して使用する場合は、定期券を発行することができる。この場合において、当該定期券の額は、5,000円(6,000円相当分)とする。